

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

平成 29 年 10 月 2 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

奈良医療センター 星田 徹

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

国立病院機構奈良医療センター院内保育所運營業務委託 一式

(2) 委託内容等

公募型企画競争説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日（5 年間）

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構奈良医療センター内保育所

(5) 選定方法

契約の相手方の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者から受理した「院内保育所運營業務委託契約提案書」（以下「提案書」という。）による評価と予定価格の制限の範囲内の当業務案件に係る見積価格の評価とを総合した評価（総合評価方式）により第一交渉権者を決定する。

(6) 見積書の作成方法

①見積金額（税抜）については、仕様書を確認の上、5 年間の業務受託総額を記載すること。

②見積書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

2 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第 6 条の規定に該当しない者であること。

(3) 全省庁統一資格審査において近畿地域における「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争資格を有する者であること。

3 提案書・見積書の提出場所、公募型企画競争説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8053

奈良県奈良市七条二丁目 789 番地

独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 企画課 契約係長

TEL 0742-45-4591 FAX 0742-48-3512

Email:m-akehi@hosp.go.jp

※問合せは上記メールでお願いします。

(1) 公募型企画競争説明書の交付期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）～平成 29 年 10 月 23 日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の 8 時 30 分～17 時 15 分）

(2) 応募申込書、会社（企業）の概要、誓約書、提案書及び見積書の提出期限

平成 29 年 10 月 23 日（月）17 時 15 分

※提案書については 10 部、見積書については 1 部提出のこと。

※郵送による場合は前日までに必着のこと。

(3) 提案書にもとづくプレゼンテーションの日時及び場所

平成 29 年 10 月 26 日（木）16 時 00 分より随時（予定）

※正式な時間は前日に通知する。

※PowerPoint 又は PDF データを前日までに提出すること。

(4) 見積書の開札日時及び場所

平成 29 年 10 月 31 日（火）17 時 00 分

独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 会議室

(5) その他

提出された企画書は返却しない。

4 公募型企画競争説明会の日時及び場所

説明書交付時に随時実施。

5 その他必要な事項

(1) 見積及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 見積書の提出者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、提案書、封印した見積書及びその他公募型企画競争説明書で定める書類を提出期限内に提出しなければならない。なお、見積書の提出者は、開封日の前日までの間において、経理責任者から企画書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した提案書及び見積書、競争参加者に求められる義

務を履行しなかった者の提出した提案書及び見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

契約細則第 21 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した見積者の中から、総合評価方式により交渉権者を決定する。その者が複数の場合は、総合評価方式をもって得られた値が最も大きい見積者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 契約までに要する費用は、すべて各事業者の負担とする。

(8) 詳細は公募型企画競争説明書による。